

平成 27年 05月 23日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

滋賀ほんまもんの家

グループの名称

滋賀らしい環境こだわり住宅、つくり手ネットワーク

直近採択グループ番号

04-0163-0307

※過去に地域型ブランド化事業で
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

岩波 正

代表者印

代表者所属先

三和総合設計 株式会社

代表者構成員番号

V-1

代表者所在地

滋賀県大津市滋賀里4丁目11番3号

代表者電話番号

077-525-4097

(グループ事務局)

事務局事業者名

三和総合設計 株式会社

事務局構成員番号

V-1

事務局担当者名

岩波 陽子

印

事務局郵便番号

520-0006

事務局所在地

滋賀県大津市滋賀里4丁目11番3号

事務局電話番号

077-525-4097

事務局FAX

077-528-5460

事務局担当者E-mail

sanwa-ss@mx.biwa.ne.jp

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀ほんまもんの家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 滋賀らしい環境こだわり住宅、つくり手ネットワーク	(結成年) 2009年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0163-0307	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	滋賀県が提唱する「滋賀らしい環境こだわり住宅」に基づく住宅。 県産材の活用と設計者、施工者、木材関係者の協働による住まいづくり。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	合板や面材を多用せず、伝統構法や在来軸組構法による構造形式を採用する。	○
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	美しい琵琶湖や緑濃い山々の自然環境を守り、のどかな田園風景や集落の落ち着いた行まいを伝えるとともに調和のとれた魅力ある町並みをつくる。 ・地域の地形、気候、生活様式等に則し、長期にわたり、良好な居住環境が維持され、経年とともに風格が備わっていくような住宅配置、形態、意匠、色彩、素材などの採用に努めるとともに、地域を特徴づける地場産素材等の活用に努める。 ・うるおいのある景観ならびに敷地内の微気候を形成するように植栽や生垣を設置し、敷地内緑化に努める。	○
④①～③の背景	滋賀県は、気候風土としては琵琶湖と、琵琶湖を取り囲む平地や山々とで構成され、県域は琵琶湖集水域とほぼ一致し、琵琶湖の水質をはじめとする環境の保全に関する意識が高く環境先進県と言われている。また、近江商人発祥の地、滋賀には、売り手の都合だけで商いをするのではなく、買い手が心の底から満足し、さらに商いを通じて地域社会の発展や福利の増進に貢献する「三方よし」の精神が根付いている。 地域材は県土の約50%が森林で、伐期を迎えたスギ、ヒノキの人工林が豊富にある。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	「滋賀らしい環境こだわり住宅」の基準仕様による。 土台の断面寸法は、主要な柱と同寸法以上。構造耐力上主要な柱の断面寸法は120mm×120mmとする。 ヒノキは柱や土台として、スギは柱や梁などの横架材、または板材などに使用する。びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を主要構造材(柱、梁、土台)の総材積の50%以上使用する。びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を2m3以上使用する。	◎
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a. ①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	木材の品質については、びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材を使用する。 事業体内の入荷、保管、製造加工、出荷などの各工程において、他の木材と混ざらないよう分別管理を徹底する。	◎
②建材・資材調達共同化や事務の合理化	びわ湖材は県の管理により推進されている製品であるので、それを活用する。	◎
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	びわ湖材の活用に対し、「滋賀ほんまもんの家」の毎月開催される代表者会議により検討を進めるが、扱う製品が自然素材であるので、画一的な合理化はできない。流通段階で無駄がないよう考慮していく。	○
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	代表者会議による意見のとりまとめを行い、びわ湖材の品質の向上を求めていく。	○
b. ①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	施工者は指定箇所の記録をとり、工程管理の実施と共に現場写真台帳を作成する。	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルール設定	設計者は指定する工程毎に検査を行い、工事完了後施工者の作成する写真台帳を確認する。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	・施工者は数量明細を明示した見積書を作成し、施主へ説明する。 ・設計者は見積書を査定し、その結果を施主へ説明する。	◎
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	イベントやメディアを利用したPRIにより、「ほんまもんの家」の内容を県民に広く周知させていく。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	県産材を利用した地域型住宅であっても、長期優良住宅や認定低炭素住宅の建設が可能なことをユーザーに知らせていく。	○

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀ほんまもんの家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域	
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 滋賀らしい環境こだわり住宅、つくり手ネットワーク	(結成年) 2009年	
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0163-0307		
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。			
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備			
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄	
a	①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	引渡し後30年後までの維持管理計画書の策定と点検を実施する。 ネットワーク内に維持管理のための自主システムを構築し、管理する。	○
	②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	メンテナンスやリフォームがしやすい伝統構法や在来軸組構法の採用を行う。	○
	③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	県民に対し、住まいづくりフェスタなどの開催を通じ、相談会などを行う。	○
	④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	維持管理に関する委員会を設置する。	○
b	①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	廃業、倒産がグループ内に発生したとき、委員会が他の施工会社を選定する。	○
	②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	特になし	
その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入			
エ. グループの技術力の向上			
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄	
a	①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	工務店相互間の交流、設計事務所のかかわりなどを通じ、技術の研修を行う。 現場の見学を開放する。	○
	② ①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	研修は随時行い、現場の開放、見学については特に事情がない限りすべての住宅を対象とする。	○
	③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	長期優良住宅、認定低炭素住宅の建設を通じ、「滋賀らしい環境こだわり住宅」の建設戸数の増加を見込む。	○
	④ ③に基づく業種ごとの合 理化への取組	特に設計者については、長期優良住宅、認定低炭素住宅の建設にあたり、指導的な働きができるように努力する。	○
b	①省エネ技術講習会への参 加目標人数	全ての設計者、工務店の受講を見込む	◎
	②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	講習会開催情報を会員に直接周知するとともに、代表者会議に情報を提供し、各グループごとに参加を促す。	◎
c	①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	最近出回っている建材ではなく、従来からの構法を取り入れた建設方法を検討していく。	○
	②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	自分たちで実証実験は難しいが、必要な内容については国や関係団体に実施を求めていく。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入			

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 滋賀ほんまもんの家	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県全域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 滋賀らしい環境こだわり住宅、つくり手ネットワーク	(結成年) 2009年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0163-0307	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	①地域材ごとの使用部位(必須) びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を主要構造材(柱、梁、土台)に使用 びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を主要構造材以外の部位にも一定量使用 ヒノキは柱や土台として、スギは柱や梁などの横架材、または板材などに使用する。	◎
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須) びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を主要構造材(柱、梁、土台)の総材積の50%以上使用する。びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を2m3以上使用する。	◎
	地域材利用に関する共通ルール(必須) 土台の断面寸法は、主要な柱と同寸法以上。構造耐力上主要な柱の断面寸法は120mm×120mmとする。 ヒノキは柱や土台として、スギは柱や梁などの横架材、または板材などに使用する。びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を主要構造材(柱、梁、土台)の総材積の50%以上使用する。びわ湖材産地証明制度によって証明されたびわ湖材(主にスギ、ヒノキ)を2m3以上使用する。	◎
	地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明 搬出業者 → 製材業者 → 工務店(プレカット業者が入ることもあるが、製材業者、工務店、設計事務所が共同して管理する)	
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み 製材業者は常に地域材の価格情報を工務店に提供する。	○
	②グループ全体における地域材の需給予測 地域材の活用は増えていくと思われるが、公共事業の利用などから不足することも考えられる。	○
c	①-1 畳の活用 必要に応じて利用する。	○
	①-2 和瓦の活用 必要に応じて利用する。	○
	①-3 襖の活用 必要に応じて利用する。	○
	①-4 障子の活用 必要に応じて利用する。	○
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用 地域の伝統的な材料や意匠を採用することが基本とする。	○
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組 工務店は、下請け業者の技術の維持に協力する。	○
	②地域の住まい方の継承につながる取組 建物の世代にわたる継承を理想とするが、転勤が多かったり社会形態に問題があり、難しい。少なくとも地域に根差して生活したいと思われる住まい手には喜んでいただける住まいを提供する。	○
	③地域の街並み形成へ寄与する取組 基本的に地域の景観に合う建物の供給を目標とする。	○
	④和の住まいの要素を取入れた取組 最近の生活形態に合う「和」を考える。	○
	その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	
その他		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
	東日本大震災の復興に資する取組 特になし	
グループが取組む木造住宅・建築物の特徴 ※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。 ※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。 ほんまもんの家は県産材を利用する住宅である。そのため、最近多用されている集成材などに比べ、寸法安定性に劣るところがあるが、十分な乾燥と高い製材技術、モルダー加工などを利用し、気密性のできるだけ高いすまいを旨とする。また、基準にはないが、耐久性の高い国産材(県産材)を利用することにより、住いの耐用年数を高めることができ、省エネにつながるものとする。		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。